

12.3 事後調査

12.3.1 事後調査

事後調査については、「発電所アセス省令」第31条第1項の規定により、次のいずれかに該当する場合において、当該環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは、実施することとされている。

- ・予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合
- ・効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合
- ・工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合
- ・代償措置を講ずる場合であって、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、事後調査が必要であると認められる場合

本事業に係る環境影響評価については、「12.3.2 検討結果の整理」のとおり、概ね上記項目に該当せず、「12.2 環境の保全のための措置」に記載した環境保全措置を確実に実行することにより予測及び評価の結果を確保できると考えるが、一部の項目については事後調査を実施することとした。実施することとした事後調査計画は、表 12.3-1 のとおりである。

事後調査の結果は、報告書にとりまとめて関係機関へ提出するとともに、重要な種の保護に配慮した上で、事業者のホームページにより公表する。

事後調査の結果により、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、専門家等の指導・助言を得たうえで対策を講じることとする。

表 12.3-1(1) 事後調査計画（鳥類）

区 分		内 容
鳥 類	事後調査を行うこととした理由	供用後の鳥類の生息状況を把握するため、事後調査を実施する。
	実 施 内 容	供用後1年目において、テリトリーマッピング法による調査を行い、繁殖している鳥類の縄張りを地図化し、生息状況を把握するものとする。
	調 査 手 法	<p><調査項目></p> <ul style="list-style-type: none"> ・テリトリーマッピング法による鳥類の生息状況の確認 <p><調査地域></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域及びその周囲 <p><調査期間></p> <ul style="list-style-type: none"> ・供用後1年目 <p><調査時期></p> <ul style="list-style-type: none"> ・供用後1年目の繁殖期 <p><調査方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境アセスメント調査と極力同一のルートを設定し、調査範囲内を踏査する。囀り等の繁殖に関わる行動が確認された位置を記録して、繁殖している鳥類の縄張りを地図化する。 <p><環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応の方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門家の意見を聴取した上で、状況に応じて効果的な環境保全措置を検討することとする。

表 12.3-1(2) 事後調査計画（両生類）

区 分		内 容
両 生 類	事後調査を行うこととした理由	変更区域内において確認されたトウホクサンショウウオ及びクロサンショウウオの生息状況を把握するための事後調査を実施する。
	実 施 内 容	供用後1年目において、3月頃に産卵状況の確認を行い、5月頃に幼生の生息状況を確認するものとする。
	調 査 手 法	<p><調査項目></p> <ul style="list-style-type: none"> ・トウホクサンショウウオ及びクロサンショウウオの産卵池の利用（生息と繁殖）状況の確認 <p><調査地域></p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存及び新規の調整池 <p><調査期間></p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用状況調査：供用後1年目 <p><調査時期></p> <ul style="list-style-type: none"> ・供用後1年目の3月頃（卵嚢・成体の確認）、5月頃（幼生の生息の確認） <p><調査方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の調整池及び新規の調整池において、該当種の生息状況を確認する。既存の調整池、修景池及び新規の調整池の位置は図12.3-1のとおりである。 <p><環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応の方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門家の意見を聴取した上で、状況に応じて効果的な環境保全措置を検討することとする。

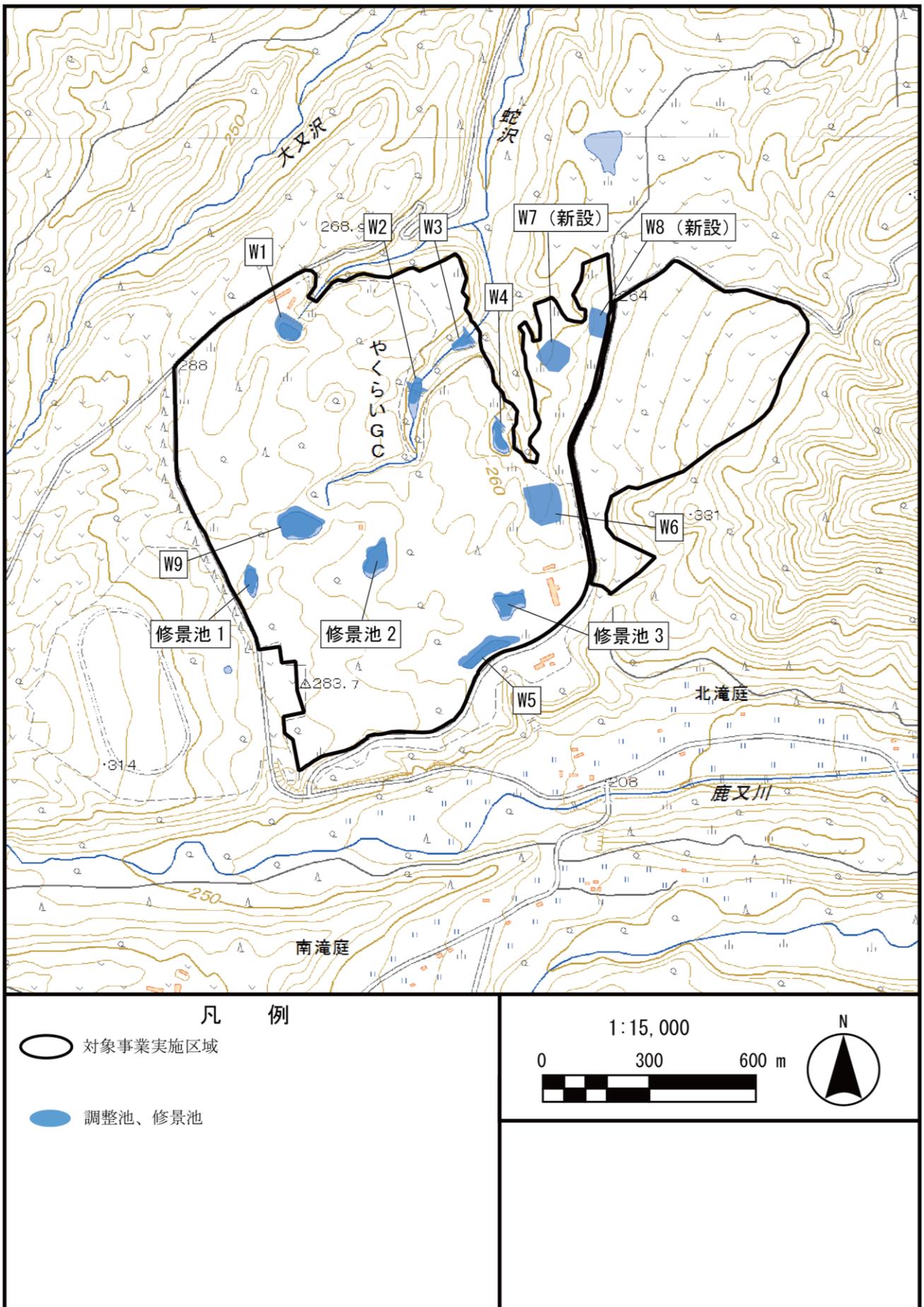


図 12. 3-1 既存の調整池、修景池及び新規の調整池位置

12.3.2 検討結果の整理

1. 工事の実施に係る事後調査

(1) 大気環境

影響要因	環境要素	事後調査時期	事後調査を実施することとした理由 もしくは実施しないこととした理由	事後調査内容
工 事 用 資 材 等 の 搬 出 入	粉じん等	実施しない	予測手法は、「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所、平成 25 年）に基づくものであり、予測の不確実性は小さいものと考えられる。また、工事用車両のタイヤに付着した土砂の払落しや清掃等を徹底する等の実効性のある環境保全措置を講じることから、事後調査は実施しないこととする。	—
	騒 音	実施しない	予測手法は、科学的知見に基づく ASJ RTN-Model 2018 による数値計算であり、予測の不確実性は小さいものと考えられる。また、工事関係車両台数の平準化等の実効性のある環境保全措置を講じることから、事後調査は実施しないこととする。	—
	振 動	実施しない	予測手法は、「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所、平成 25 年）に基づくものであり、予測の不確実性は小さいものと考えられる。また、工事関係車両台数の平準化等の実効性のある環境保全措置を講じることから、事後調査は実施しないこととする。	—
建設機械 の 稼 働	粉じん等	実施しない	予測手法は、「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所、平成 25 年）に基づくものであり、予測の不確実性は小さいものと考えられる。また、適宜整地、転圧等を行い、土砂粉じん等の発生を抑制する等の実効性のある環境保全措置を講じることから、事後調査は実施しないこととする。	—
	騒 音	実施しない	予測手法は、科学的知見に基づく ASJ CN-Model 2007 による数値計算であり、予測の不確実性は小さいものと考えられる。また、低騒音型建設機械の使用等の実効性のある環境保全措置を講じることから、事後調査は実施しないこととする。	—
	振 動	実施しない	予測手法は、「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所、平成 25 年）に基づくものであり、予測の不確実性は小さいものと考えられる。また、振動が発生する建設機械の使用が集中しないよう工事工程等の調整は十分に配慮する等の実効性のある環境保全措置を講じることから、事後調査は実施しないこととする。	—

(2) 水環境

影響要因	環境要素	事後調査時期	事後調査を実施することとした理由 もしくは実施しないこととした理由	事後調査内容
造成等の 施工によ る一時的 な 影 響	水の濁り	実施しない	既存の排水設備や調整池の利用、調整池の新設等の実効性のある環境保全措置を講じることから、事後調査は実施しないこととする。	—

(3) 動物

影響要因	環境要素	事後調査時期	事後調査を実施することとした理由 もしくは実施しないこととした理由	事後調査内容
造成等の施工による一時的な影響	重要な種及び注目すべき生息地	供用後1年目	供用後の鳥類の生息状況を把握するため、事後調査を実施する。	テリトリーマッピング法による鳥類の生息状況の確認
		供用後1年目	改変区域内において確認されたトウホクサンショウウオ及びクロサンショウウオの生息状況を把握するための事後調査を実施する。	既存の調整池、修景池及び新規の調整池における生息状況調査

(4) 植物

影響要因	環境要素	事後調査時期	事後調査を実施することとした理由 もしくは実施しないこととした理由	事後調査内容
造成等の施工による一時的な影響	重要な種及び重要な群落	実施しない	残置森林等を確保する等の実効性のある環境保全措置を講じることから、事後調査は実施しないこととする。	—

(5) 生態系

影響要因	環境要素	事後調査時期	事後調査を実施することとした理由 もしくは実施しないこととした理由	事後調査内容
造成等の施工による一時的な影響	地域を特徴づける生態系	実施しない	残置森林等を確保する等の実効性のある環境保全措置を講じることから、事後調査は実施しないこととする。	—

(6) 人と自然との触れ合いの活動の場

影響要因	環境要素	事後調査時期	事後調査を実施することとした理由 もしくは実施しないこととした理由	事後調査内容
工事用資材等の搬出入	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	実施しない	予測手法は、事業計画に伴う工事関係車両の一般車両に対する割合であり、予測の不確実性は小さいものと考えられる。また、工事関係車両台数の平準化等の実効性のある環境保全措置を講じることから、事後調査は実施しないこととする。	—

(7) 廃棄物等

影響要因	環境要素	事後調査時期	事後調査を実施することとした理由 もしくは実施しないこととした理由	事後調査内容
造成等の施工による一時的な影響	産業廃棄物	実施しない	廃棄物の適正処理等の実効性のある環境保全措置を講じることから、事後調査は実施しないこととする。	—
	残土	実施しない	残土の発生量を抑制する等の実効性のある環境保全措置を講じることから、事後調査は実施しないこととする。	—

(8) 放射線の量

影響要因	環境要素	事後調査時期	事後調査を実施することとした理由 もしくは実施しないこととした理由	事後調査内容
工事用資材等の搬出入	放射線の量（粉じん等の発生に伴うもの）	実施しない	工事関係車両の出場時に適宜タイヤ洗浄を実施する等の実効性のある環境保全措置を講じることから、事後調査は実施しないこととする。	—
建設機械の稼働	放射線の量（粉じん等の発生に伴うもの）	実施しない	必要に応じ散水等を行う等の実効性のある環境保全措置を講じることから、事後調査は実施しないこととする。	—
	放射線の量（水の濁りの発生に伴うもの）	実施しない	準備工の段階で仮設沈砂池の設置を先行する等の実効性のある環境保全措置を講じることから、事後調査は実施しないこととする。	—
造成等の施工による一時的な影響	放射線の量（水の濁りの発生に伴うもの）	実施しない	準備工の段階で仮設沈砂池の設置を先行する等の実効性のある環境保全措置を講じることから、事後調査は実施しないこととする。	—
	放射線の量（産業廃棄物及び残土の発生に伴うもの）	実施しない	廃棄物の適正処理や残土の発生量を抑制する等の実効性のある環境保全措置を講じることから、事後調査は実施しないこととする。	—

2. 土地又は工作物の存在及び供用に係る事後調査

(1) 大気環境

影響要因	環境要素	事後調査時期	事後調査を実施することとした理由 もしくは実施しないこととした理由	事後調査内容
施設の稼働	騒音	実施しない	予測手法は、科学的知見に基づく音の伝搬理論式に基づく数値計算であり、予測の不確実性は小さいものと考えられる。また、発電設備の適切な点検・整備を実施することで性能維持に努める等の実効性のある環境保全措置を講じることから、事後調査は実施しないこととする。	—

(2) 水環境

影響要因	環境要素	事後調査時期	事後調査を実施することとした理由 もしくは実施しないこととした理由	事後調査内容
地形改変及び施設の存在	水の濁り	実施しない	既存の排水設備や調整池の利用、調整池の新設等の実効性のある環境保全措置を講じることから、事後調査は実施しないこととする。	—

(3) その他の環境

影響要因	環境要素	事後調査時期	事後調査を実施することとした理由 もしくは実施しないこととした理由	事後調査内容
地形改変及び施設の存在	重要な地形及び地質	実施しない	重要な地形等の分布及び状態を把握した上で事業計画を策定する等の実効性のある環境保全措置を講じることから、事後調査は実施しないこととする。	—
	土地の安定性	実施しない	構造物は支持強度が十分な場所に設置する等の実効性のある環境保全措置を講じることから、事後調査は実施しないこととする。	—
	反射光	実施しない	予測手法は、科学的知見に基づく数値計算であり、予測の不確実性は小さいものとする。また、残置森林等を確保する等の実効性のある環境保全措置を講じることから、事後調査は実施しないこととする。	—

(4) 動物

影響要因	環境要素	事後調査時期	事後調査を実施することとした理由 もしくは実施しないこととした理由	事後調査内容
地形改変及び施設の存在	重要な種及び注目すべき生息地	供用後1年目	供用後の鳥類の生息状況を把握するため、事後調査を実施する。	テリトリーマッピング法による鳥類の生息状況の確認
		供用後1年目	改変区域内において確認されたトウホクサンショウウオ及びクロサンショウウオの生息状況を把握するための事後調査を実施する。	既存の調整池、修景池及び新規の調整池における生息状況調査

(5) 植物

影響要因	環境要素	事後調査時期	事後調査を実施することとした理由 もしくは実施しないこととした理由	事後調査内容
地形改変及び施設の存在	重要な種及び重要な群落	実施しない	残置森林等を確保する等の実効性のある環境保全措置を講じることから、事後調査は実施しないこととする。	—

(6) 生態系

影響要因	環境要素	事後調査時期	事後調査を実施することとした理由 もしくは実施しないこととした理由	事後調査内容
地形改変及び施設の存在	地域を特徴づける生態系	実施しない	残置森林等を確保する等の実効性のある環境保全措置を講じることから、事後調査は実施しないこととする。	—

(7) 景観

影響要因	環境要素	事後調査時期	事後調査を実施することとした理由 もしくは実施しないこととした理由	事後調査内容
地形改変及び施設の存在	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	実施しない	予測手法は、環境影響評価で多くの実績があるフォトモンタージュ法であり、予測の不確実性は小さいものと考えられる。また、残置森林等を確保する等の実効性のある環境保全措置を講じることから、事後調査は実施しないこととする。	—

(8) 人と自然との触れ合いの活動の場

影響要因	環境要素	事後調査時期	事後調査を実施することとした理由 もしくは実施しないこととした理由	事後調査内容
地形改変及び施設の存在	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	実施しない	残置森林等を確保する等の実効性のある環境保全措置を講じることから、事後調査は実施しないこととする。	—

(9) 廃棄物等

影響要因	環境要素	事後調査時期	事後調査を実施することとした理由 もしくは実施しないこととした理由	事後調査内容
地形改変及び施設の存在	産業廃棄物	実施しない	ソーラーパネルは化学物質の含有基準値以下の製品を採用する等の実効性のある環境保全措置を講じることから、事後調査は実施しないこととする。	—